

2022年4月21日

株式会社売渡請求に関する事前開示事項
(会社法第179条の5第1項及び会社法施行規則第33条の7に定める事前開示書類)

東京都江東区豊洲六丁目6番3号
株式会社ハウスイ
代表取締役社長 中島 廣

当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に規定する特別支配株主である中央魚類株式会社（以下「中央魚類」といいます。）から、2022年4月21日付で、会社法第179条の3第1項に基づき、当社の株主の全員（中央魚類及び当社を除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その所有する当社の普通株式（以下「当社株式」といい、本売渡株主が所有する当社株式を、以下「本売渡株式」といいます。）の全てを中央魚類に売り渡すことの請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）を行う旨の通知を受け、2022年4月21日開催の取締役会において本株式売渡請求を承認することを決議いたしました。

本株式売渡請求に関する会社法第179条の5第1項及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第33条の7に掲げる事項は以下のとおりです。

1. 特別支配株主の氏名又は名称及び住所（会社法第179条の5第1項第1号）
名称：中央魚類株式会社
住所：東京都江東区豊洲6丁目6番2号
2. 会社法第179条の2第1項各号に掲げる事項（会社法第179条の5第1項第2号）
 - (1) 特別支配株主完全子法人に対して本株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第179条の2第1項第1号）
該当事項はありません。
 - (2) 本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第179条の2第1項第2号、第3号）
中央魚類は、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本株式売渡対価」といいます。）として、その所有する本売渡株式1株につき1,220円の割合をもって金銭を割当交付いたします。
 - (3) 新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第179条の2第1項第4号）
該当事項はありません。
 - (4) 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）（会社法第179条の2第1項第5号）
2022年5月23日
 - (5) 本株式売渡対価の支払のための資金を確保する方法（会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第1号）
中央魚類は、本株式売渡対価の全てを、株式会社三菱UFJ銀行（以下「三菱UFJ銀行」といいます。）を貸付人とし、当該貸付人との間で2022年4月13日付で締結した当座貸越（専用口座）約定書（コミットメントライン契約用）に基づく借入れを原資として支払うことを予定しております。
 - (6) その他の本株式売渡請求に係る取引条件（会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33

条の5第1項第2号)

本株式売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付するものとします。ただし、当該方法により本株式売渡対価の交付ができなかった本売渡株主については、当社の本店所在地にて、中央魚類が指定した方法により、本株式売渡対価を交付するものとします。

3. 本株式売渡対価の総額の相当性に関する事項及び本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項その他の会社法第179条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めとの相当性に関する事項（会社法第179条の5第1項第4号、会社法施行規則第33条の7第1号）

- (1) 本株式売渡対価の総額の相当性に関する事項その他の会社法第179条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めとの相当性に関する事項

本株式売渡請求は、中央魚類が2022年3月1日から2022年4月12日まで実施した当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を含む、当社を中央魚類の完全子会社とすることを目的とした取引（以下「本取引」といいます。）の一環として行われるものであり、本株式売渡対価は、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）と同一の価格に設定されております。

当社は、当社が2022年2月28日に公表いたしました「支配株主である中央魚類株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、以下のとおり判断し、2022年2月28日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。なお、当該取締役会決議は、下記「(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項」の「⑥ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

(i) 中央魚類からの提案及び検討体制の構築の経緯

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、2021年12月6日、中央魚類から本取引の実施に向けた検討・協議を開始したい旨の初期的提案書を受領したことを契機として、2021年12月24日に、本取引に関して、中央魚類、当社及び日本水産株式会社（以下「日本水産」といいます。）から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてSMB C日興証券株式会社（以下「SMB C日興証券」といいます。）を、中央魚類、当社及び日本水産から独立したリーガル・アドバイザーとして丸の内中央法律事務所をそれぞれ選任し、2021年12月24日に中央魚類からの提案を本格的に検討する旨の返答をいたしました。そして、当社は、当社が中央魚類の連結子会社であり、本取引が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存する取引に該当することに鑑み、これらの問題に対応し、本取引の公正性を担保するため、丸の内中央法律事務所の助言を踏まえ、直ちに、中央魚類から独立した立場で、当社の企業価値の向上及び当社の一般株主の皆様利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制の構築を開始いたしました。具体的には、当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、2021年12月中旬から当社の独立社外取締役及び外部有識者から構成される特別委員会の設置に向けた準備を進めました。その上で、2021年12月

24日開催の取締役会における決議により、佐藤理一氏（当社独立社外取締役）、笹生勝則氏（当社独立社外監査役）、長尾亮氏（弁護士、丸の内南法律事務所）の3名から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。本特別委員会の設置等の経緯、検討の経緯及び判断内容等については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。）を設置し、本特別委員会に対し、(i) 本取引の目的の正当性・合理性（本公開買付けが当社の企業価値向上に資するかを含む。）、(ii) 本取引に係る手続の公正性、(iii) 本取引に係る取引条件の公正性・妥当性、(iv) 本公開買付けに対して当社取締役会が賛同意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非及び(v) 本取引を行うこと（本公開買付けに対して当社取締役会が賛同意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを含む。）は当社の少数株主にとって不利益ではないか（以下、これらを総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。加えて、当社取締役会は、本特別委員会を当社取締役会から独立した合議体として位置付け、本取引に関する意思決定を行うに際して、本特別委員会の意見を最大限尊重し、特に本特別委員会が本取引に関する取引条件を妥当ではないと判断したときには、当社取締役会は当該取引条件による本取引に賛同しないものとする、本特別委員会に対して、本取引に係る公開買付けにおける買付け等の価格その他の取引条件等について中央魚類と交渉を行う権限を付与すること等を決議しております（当該取締役会における決議の方法については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。）。また、当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会において、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるSMB C日興証券並びに当社のリーガル・アドバイザーである丸の内中央法律事務所について、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任の承認を受けております。さらに、当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」及び「⑤ 当社における独立した検討体制の構築」に記載のとおり、中央魚類から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制（本取引に係る検討、交渉及び判断に關与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）を当社の社内に構築するとともに、かかる検討体制に独立性及び公正性の観点から問題がないことについて本特別委員会の承認を受けております。

(ii) 検討・交渉の経緯

当社は、2021年12月6日、中央魚類から本取引に関する協議を開始したい旨の意向を受けたことを契機として、2021年12月24日に、本取引に関して、中央魚類、当社及び日本水産から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてSMB C日興証券を、中央魚類、当社及び日本水産から独立したリーガル・アドバイザーとして丸の内中央法律事務所をそれぞれ選任し、2021年12月24日に中央魚類からの提案を本格的に検討する旨の返答をいたしました。その後、当社は、SMB C日興証券から当社株式の価値算定に関する説明及び中央魚類との交渉方針に関する助言を受けるとともに、丸の内中央法律事務所から本取引における手続の公正性を確保するための対応等についての法的助言を受け、これらを踏まえ、本取引の是非及び取引条件の妥当性について慎重に検討を行ってまいりました。

具体的には、当社は、中央魚類によるデュー・ディリジェンスの結果、当社の財務状況、当社株式

の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けのうち完全子会社化を目的とした事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアム、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）による当社株式の初期的な価値評価分析を踏まえた取引条件の検討結果及び価格交渉方針等を総合的に勘案した価格として、2022年2月9日、中央魚類より、本公開買付価格を1,050円とする提案を受領しました。具体的には、初回提案価格1,050円は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券による当社株式の初期的な価値評価分析結果のうち、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF分析」といいます。）のレンジの範囲内であることに加え、2014年以降の過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けのうち完全子会社化を目的とした公開買付けの事例（全273件）において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアム（公表日の前営業日を基準日として、基準日から直近1ヶ月間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値に対するプレミアムの平均値を各年度毎に算出）が概ね30%~50%であるのに対し、初回提案価格1,050円は、初回提案日である2022年2月9日の当社株式の終値842円に対して24.70%（小数点以下第三位四捨五入。以下、株価に対するプレミアムの数値（%）において同じです。）のプレミアムにとどまるものの、プレミアムの存在は市場での取引価格を超える価格であることを示すものであるため、当社株主からの本公開買付けに対する応募が相応に見込める水準と判断したとのことです。また、2021年11月下旬に日本水産から過去類似案件と比して遜色ないプレミアム水準であることを前提に応募を前向きに検討する旨の回答は得ていたものの、過去類似案件の定義や具体的な価格水準について日本水産から明示があったわけではなかったことから、中央魚類の立場としては、当社及び日本水産と30%程度のプレミアムでの価格合意を志向していたところ、当社との交渉においては当社より価格引き上げの要請を受ける可能性も一定程度想定されたことから、初回提案価格1,050円は、その後の当社及び日本水産との交渉の観点からも合理的な水準と判断したとのことです。中央魚類からの提案に対し、2022年2月14日、当社は、市場株価の動向、当社の業績内容、当社の第三者算定機関であるSMB C日興証券による試算等を参考に検討した結果、特別委員会での検討も踏まえると、中央魚類からの提案価格1,050円は当社として少数株主に対して賛同表明を決議できる水準には達しないと判断し、本公開買付価格を1,320円とするように要請いたしました。2022年2月16日、中央魚類は、当社からかかる要請があったことに加え、日本水産との価格交渉（なお、日本水産との交渉経緯は本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」)をご参照ください。)を開始するにあたり、2021年11月下旬の日本水産からの回答（過去類似案件と比して遜色ないプレミアム水準であることを前提に本公開買付けに応募することを前向きに検討する旨の回答。）を改めて踏まえることとしたため、上述の初回価格提案時に参照した類似事例のプレミアム水準30%~50%も参照し、当社に対して本公開買付価格を1,200円（再提案実施日の前営業日である2022年2月15日の終値に対して46.34%、直近1ヶ月平均1ヶ月間の終値の単純平均値に対して43.88%、直近3ヶ月平均3ヶ月間の終値の単純平均値に対して39.70%、直近6ヶ月平均6ヶ月間の終値の単純平均値に対して33.48%のプレミアム）とする再提案を行い、かかる提案に対して、当社は、2022年2月18日、市場株価の動向、当社の業績内容、当社の第三者算定機関であるSMB C日興証券による試算及び過去の親会社による上場子会社の完全子会社化事例におけるプレミアム水準等を参考に検討した結果、特別委員会での検討も踏まえると、依然として少数株主に対して賛同表明を決議できる水準ではなく、少数株主をはじめとしたステークホルダーの皆様より幅広い理解と賛同を得たうえで、本取引実行を安定的に進めるためにも、本公開買付価格を1,260円で検討するように再要請をいたしました。その後、2022年2月22日、中央魚類は、当社及び並行して協議を進めていた日本水産からの要請を踏まえ、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けのうち親会社による上場子会社の完全子会社化を前提とした公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例（2020年1月以降に公表された親会社による上場子会社の完全子会社化を前提とした公開買付け事例23件。当該事例のプレミアムの平均値は、公表日の前営業日の終値対比：45.1%、直近1ヶ月間の終値の単純平均値対比：46.9%、直近3ヶ月間の終値の単純平均値対比：45.0%、直近6ヶ月間の終値の単純平均値対比：42.0%）も考慮したうえで、当社に対して本

公開買付価格を1,220円(再提案実施日の前営業日である2022年2月21日の終値に対して49.33%、直近1ヶ月平均1ヶ月間の終値の単純平均値に対して46.46%、直近3ヶ月平均3ヶ月間の終値の単純平均値に対して43.19%、直近6ヶ月平均6ヶ月間の終値の単純平均値に対して36.31%のプレミアム)とする提案を行い、かかる提案に対し、2022年2月24日、当社より中央魚類からの提案を受諾する旨の回答を行ったことで、中央魚類との間で本公開買付価格を1,220円とすることについて合意に至りました。

(iii) 当社の意思決定の内容

以上の経緯のもとで、当社は、2022年2月28日開催の当社取締役会において、丸の内中央法律事務所から受けた法的助言、SMB C日興証券から受けた助言及び2022年2月25日付で提出を受けた当社株式の価値算定結果に関する株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。)の内容を踏まえつつ、本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否かについて、慎重に検討・協議を行いました。

当社としては、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、当社グループが属する水産及び冷蔵倉庫業界においては、(i)天然水産物の漁獲量の減少、(ii)国際的な水産物の需要の高まりによる買付競争の激化、(iii)卸売市場外における水産物流通の多様化、(iv)ライフスタイルの変化、環境規制の強化等による冷蔵倉庫における投資負担の増加等、厳しい状況が続くものと予想されるところ、中央魚類が当社を完全子会社とすることで、これまで中央魚類と当社が親子上場の関係であるために制約のあったグループ各社の経営資源の相互活用を進め、更なるグループ各社の連携強化や、中長期的な視点での経営戦略の実行を推進することが当社グループの成長にとっても望ましいと考えております。

特に、当社を含めた中央魚類グループ全体のサプライチェーンにおける新たな収益機会に対して、グループ全体の経営資源を柔軟に投入することや重複機能の集約を通じてグループ共通利益の最大化を追求していく方針ですが、かかる戦略の遂行に際しては、有形無形の経営資源(情報・ノウハウ、人材、資金等)を供する会社と利益が創出される会社が必ずしも一致するわけではないため、当社が上場会社として少数株主を抱えている状態では、中央魚類が保有する経営資源を当社に供与することで当社の企業価値向上につなげようとした場合、利益の相当部分が当社の少数株主へ流出してしまうことや、中央魚類としてもかかる経営資源を供与する経済合理性を認めづらいこと、また、当社の経営資源を中央魚類に供与する場合にも、同様の問題が生じて当社の少数株主の利益に資さない可能性もあることから、これまで同戦略を推進することは憚られてきました。しかしながら、今後上記(i)～(iv)の厳しい競争に勝ち抜き、当社を含めた中央魚類グループの中長期的な企業価値向上のためには、当社が中央魚類の完全子会社となることで、潜在的な利益相反構造や100%資本関係のあるグループ会社と比して存在する経営資源(情報・ノウハウ、人材、資金等)の相互活用の制約、両社の投資負担と利益分配の問題を解消し、機動的な意思決定を可能とするグループ体制やグループのサプライチェーンを再構築することでグループ最適を実現し、中央魚類グループと一体となって共通利益・シナジーの創造を徹底的に追求することが必要であると考え、当社は、2022年2月28日、本取引が当社の企業価値の向上に資するとの結論に至りました。

当社が本取引によって実現可能と考える具体的なシナジーは、以下のとおりです。

① 中央魚類グループの経営資源・ノウハウの活用や人的交流を通じた競争力の強化

上場会社である当社の独立性維持の観点から、経営資源・ノウハウの共有や人的交流に関して存在していた一定の制約が解消されることで、当社において中央魚類グループの経営資源・ノウハウの更なる活用や一層の人的交流を可能にします。

中央魚類グループとの一体的な運営を通じて物流機能をはじめとしたサプライチェーンの強化、効率化を図ることで当社の競争力が強化されると考えております。

② 当社における経営効率の改善

上場会社である当社の独立性維持の観点から、これまで推進が困難であった人材配置の最適化やコーポレート機能の統合等を通じた合理化を行うことで、当社における経営効率の改善が可能になると考えております。

③ 迅速かつ柔軟性の高い意思決定の実現

当社が中央魚類グループの上場子会社である現状においては、当社の支配株主である中央魚類と当社の一般株主の間には潜在的な利益相反の関係があると考えられるため、当社の意思決定に際しては、当社の一般株主の利益に配慮すべく慎重な判断が求められる等、当社を含む中央魚類グループとしての利益最大化のための経営上の意思決定を迅速かつ柔軟に行う事が困難な場合がございます。当社は、本取引を通じて、中央魚類の完全子会社となることで、中央魚類と当社の少数株主の間の潜在的な利益相反構造を回避することで、当社と中央魚類グループとの連携を一層強化し、中長期的な企業価値向上に向けた経営戦略の遂行に際して迅速かつ柔軟な意思決定が可能になると考えております。

④ 上場維持コストの負担軽減

当社が中央魚類の完全子会社となり、当社株式が上場廃止されることで、年間上場料金等の固定的なコストを削減することが可能です。

また、当社が中央魚類グループの上場子会社として上場維持するための体制や業務負担は、近年の新市場区分における上場維持基準への適合対応及び改訂されたコーポレートガバナンス・コード等に対応するために、年々増大しております。当社が中央魚類の完全子会社となり、非公開化することによって、これらのコスト及び業務負担を軽減できると考えております。

さらに、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の市場再編に伴い、新市場区分であるスタンダード市場の上場維持基準として、流通株式比率 25%以上の基準が設けられている一方、流通株式に該当しない主な当社株式として、中央魚類が当社株式の 55.15%、当社の第二位株主である日本水産が当社株式の 27.80%を所有していることにより、2021年3月31日時点の流通株式比率が 16.3%である現状を踏まえると、当該基準への抵触により当社株式は上場廃止となる可能性があり、本取引を行うことによって、当社の一般株主の皆様が当社株式の上場廃止に伴う不利益が生じることを回避しつつ、当社株式の売却機会を提供することが、当社の一般株主の皆様にとっての合理的な選択肢であると考えております。なお、上場廃止に伴い当社は資本市場から資金調達を行うことができなくなりますが、貸付も含めて中央魚類が支援できること及び中央魚類の完全子会社であることから上場廃止後も信用面に懸念はないと想定され、融資等への影響も軽微と考えられることから、当社の資金調達面に関する上場廃止の影響は限定的と考えております。

また、当社は、以下（i）から（v）の点から本公開買付価格である 1 株当たり 1,220 円は当社の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは、当社の一般株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

- （i）本公開買付価格（1,220 円）が、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（3）算定に関する事項」に記載されている SMBC 日興証券による当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法の算定結果の上限値を上回るとともに、類似上場会社比較法による算定結果の上限に近似しており、さらにディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）による算定結果の範囲内であること。
- （ii）本公開買付価格である 1,220 円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である 2022 年 2 月 25 日の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値 841 円に対して 45.07%のプレミアムを加えた価格、直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値 835 円（小数点以下を四捨五入。以下、終値の単純平均値について同じです。）に対して 46.11%のプレミアムを加え

た価格、直近3ヶ月間の終値の単純平均値848円に対して43.87%のプレミアムを加えた価格、直近6ヶ月間の終値の単純平均値893円に対して36.62%のプレミアムを加えた価格であり、本公開買付価格のプレミアムは、本取引が親会社による上場子会社の完全子会社化を目的とした取引であることから、2020年1月以降に公表された親会社による上場子会社の完全子会社化を目的とした他の公開買付けの事例におけるプレミアムの水準（公表日の直近1ヶ月間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値それぞれからのプレミアムの中央値（それぞれ43%、39%、40%）及び平均値（それぞれ46%、44%、42%））に照らしても、直近3ヶ月間の終値の単純平均値に対するプレミアム43.87%及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値に対するプレミアム36.62%はその水準を下回るものの、2020年1月以降に公表された親会社による上場子会社の完全子会社化を目的とした他の事例において、36.62%を下回るプレミアムが存在する案件も複数存在しており低水準であるとは言えず、特に直近1ヶ月間の終値の単純平均値に対するプレミアム46.11%は、上記親会社による上場子会社の完全子会社化を目的とした他の公開買付けの事例におけるプレミアム水準を超えていることから、合理的な水準と認められること。

- (iii) 本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の利益相反を回避するための措置等が採られていること等、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること。
- (iv) 本公開買付価格が、上記利益相反を回避するための措置等が採られた上で、当社と中央魚類の間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われた上で決定された価格であること。
- (v) 本特別委員会が、当社より適時に状況の報告を受けた上で、本取引の条件に関する交渉について意見を述べ、当社取締役会に対して指示や要請を行うこと等により、取引条件に関する交渉過程に実質的に関与していたこと。

以上より、当社は、本取引が当社の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、2022年2月28日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨することを決議いたしました。当該取締役会における決議の方法については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

その後、当社は、2022年4月13日、中央魚類より、本公開買付けの結果について、当社株式3,425,278株の応募があり、買付予定数の下限（964,400株）以上となり、本公開買付けが成立したことから、応募株式の全てを取得することとなった旨の報告を受けました。その結果、2022年4月19日（本公開買付けの決済の開始日）付で、中央魚類の所有する当社株式の議決権所有割合（注）は96.05%となり、中央魚類は、当社の特別支配株主に該当することとなりました。

（注）「議決権所有割合」は、当社が2022年2月14日に提出した第87期第3四半期報告書に記載された2021年12月31日現在の当社の発行済株式総数（8,379,000株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（5,379株）を控除した株式数（8,373,621株）に係る議決権の数（83,736個）に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。

このような経緯を経て、当社は、中央魚類より、本日付で、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本取引の一環として、本株式売渡請求をする旨の通知を受けました。そして、当社は、かかる通知を受け、本株式売渡請求を承認するか否かについて

て、慎重に協議及び検討を行いました。

その結果、当社は、本日開催の当社取締役会において、(a) 本株式売渡請求は本取引の一環として行われるものであるところ、当社は、上記のとおり、本取引は当社の企業価値の向上に資すると判断しており、当該判断を変更すべき特段の事情が見受けられないこと、(b) 本売渡株式1株につき1,220円という本株式売渡対価は本公開買付価格と同一の価格であること及び本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本取引の公正性を担保するための措置が講じられていること等から、本売渡株主にとって相当な価格であり、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、(c) 中央魚類は、本株式売渡対価の全てを、三菱UFJ銀行を貸付人とし、当該貸付人との間で2022年4月13日付で締結した当座貸越（専用口座）約定書（コミットメントライン契約用）に基づく借入を原資として支払うことを予定しているとのことであり、当社としても当該契約書を確認することにより中央魚類による資金確保の方法を確認していることから、中央魚類による本株式売渡対価の支払のための資金の準備状況・確保手段は相当であり、本株式売渡対価の交付の見込みがあると考えられること、(d) 本株式売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本株式売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること、(e) 本公開買付けの開始日以降本日に至るまで当社の企業価値に重大な変更は生じていないこと等を踏まえ、本株式売渡請求は、本売渡株主の利益に配慮したものであり、本株式売渡請求の条件等は適正であると判断し、中央魚類からの通知のとおり、本株式売渡請求を承認することを決議いたしました。

上記の当社取締役会においては、当社の取締役12名のうち、伊藤晴彦氏、福元勝志氏、田代充氏及び市山勝一氏は、中央魚類の取締役若しくは執行役員を兼務していることから、取締役会における審議及び決議が本取引における構造的な利益相反の問題により影響を受けるおそれを排除し、本取引の公正性を担保する観点から、上記4名を除く8名の取締役において審議の上、全員一致により上記決議を行っております。

(2) 本株式売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項

本株式売渡請求は、本取引の一環として、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであるところ、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、中央魚類及び当社は、当社は中央魚類の連結子会社であり、本公開買付けに関する意見表明を含む本取引が支配株主との重要な取引等に該当し、また、中央魚類と当社の一般株主の皆様との間に構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存在する取引に該当することに鑑み、本公開買付けの公正性を担保するとともに、本取引に関する意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保し、かつ利益相反を回避する観点から、以下の措置を実施しております。

また、上記「(1) 本株式売渡対価の総額の相当性に関する事項その他の会社法第179条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めに関する事項」に記載のとおり、本株式売渡請求の承認に係る当社取締役会は、当社の取締役12名のうち、伊藤晴彦氏、福元勝志氏、田代充氏及び市山勝一氏は、中央魚類の取締役若しくは執行役員を兼務していることから、取締役会における審議及び決議が本取引における構造的な利益相反の問題により影響を受けるおそれを排除し、本取引の公正性を担保する観点から、本株式売渡請求に係る当社取締役会の審議及び決議には参加していません。

なお、中央魚類は、2022年2月28日現在、当社株式4,618,000株（所有割合：55.15%）を所有しているため、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する少数株主の皆様への利益に資さない可能性もあると考え、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限は設定していないとのことですが、当社は、中央魚類及び当社において以下①から⑧の措置を実施していることから、当社の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。また、以下の記載のう

ち、中央魚類において実施した措置等については、中央魚類から受けた説明に基づくものです。

① 中央魚類における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(i) 算定機関の名称並びに当社及び中央魚類との関係

中央魚類は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、中央魚類、当社及び日本水産から独立した第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対し、当社の株式価値の算定を依頼し、2022年2月25日付で株式価値算定書（以下「公開買付者株式価値算定書」といいます。）を取得したとのことです。なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、中央魚類、当社及び日本水産の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。三菱UFJモルガン・スタンレー証券のグループ企業である三菱UFJ銀行は、中央魚類の株主たる地位を有しているほか、中央魚類及び当社に対して通常の銀行取引の一環として融資取引等を行っており、また、本公開買付けにかかる決済資金を中央魚類に融資する予定とのことです。三菱UFJモルガン・スタンレー証券によれば、三菱UFJモルガン・スタンレー証券と三菱UFJ銀行との間においては適切な弊害防止措置が講じられており、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、三菱UFJ銀行の株主及び貸付人の地位とは独立した立場で中央魚類の株式価値の算定を行っているとのことです。中央魚類は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券と三菱UFJ銀行との間において適切な弊害防止措置が講じられていること、三菱UFJモルガン・スタンレー証券が過去の同種事案の第三者算定機関としての実績を有していること等を踏まえ、三菱UFJモルガン・スタンレー証券を中央魚類、当社及び日本水産から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任したとのことです。また、本取引に係る三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対する報酬の相当な部分は、本取引の公表及び少数株主に対するスクイズ・アウトの完了を条件に支払われる取引報酬とされているとのことです。中央魚類は、同種の取引における一般的な実務慣行及び仮に本取引が不成立となった場合は中央魚類に相応の金銭負担が生じない報酬体系であることを勘案の上、上記の報酬体系により三菱UFJモルガン・スタンレー証券を中央魚類のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任したとのことです。また、中央魚類は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

(注) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社株式の株式価値の算定に際し、中央魚類及び当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。また、当社及びその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。加えて当社の財務予測に関する情報については、中央魚類及び当社による2022年2月25日時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としているとのことです。三菱UFJモルガン・スタンレー証券の算定は、2022年2月25日までの上記情報を反映したもののとのことです。

(ii) 算定の概要

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価分析、類似企業比較分析及びDCF分析の各手法を用いて当社の株式価値評価分析を行ったとのことです。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券による当社株式の1株当たりの株式価値の算定結果は以下のとおりとのことです。

市場株価分析	: 835円から893円
類似企業比較分析	: 788円から1,282円
DCF分析	: 1,003円から1,503円

市場株価分析では、基準日を2022年2月25日として、東京証券取引所市場第一部における当社株式の基準日終値(841円)、直近1ヶ月間(2022年1月26日から2022年2月25日まで)の終値の単純平均値(835円)、直近3ヶ月間(2021年11月26日から2022年2月25日まで)の終値の単純平均値(848円)及び直近6ヶ月間(2021年8月26日から2022年2月25日まで)の終値の単純平均値(893円)を基に、当社株式1株当たりの株式価値の範囲を835円から893円までと分析しているとのことです。

類似企業比較分析では、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価と収益等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を分析し、当社株式1株当たりの株式価値の範囲を788円から1,282円までと分析しているとのことです。

DCF分析では、当社が作成した当社の2022年3月期から2027年3月期までの事業計画、当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した中央魚類による2022年3月期第4四半期以降の当社の将来の収益予想や投資計画に関する財務予測に基づき、当社が将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより当社の株式価値を分析し、当社株式1株当たりの株式価値の範囲を1,003円から1,503円までと分析しているとのことです。なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券がDCF分析に用いた財務予測においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれていないとのことです。また、本取引により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、当該財務予測には加味していないとのことです。

中央魚類は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券から取得した公開買付け者株式価値算定書記載の各手法の算定結果に加え、当社に対して2021年12月末から2022年2月初旬まで実施したデュー・ディリジェンスの結果、当社取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社株式の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けのうち親会社による上場子会社の完全子会社化を前提とした公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの事例(2020年1月以降に公表された親会社による上場子会社の完全子会社化を前提とした公開買付け事例23件。当該事例のプレミアムの平均値は、公表日の前営業日対比:45.1%、直近1ヶ月1ヶ月間の終値の単純平均値対比:46.9%、直近3ヶ月間の終値の単純平均値対比:45.0%、直近6ヶ月間の終値の単純平均値対比:42.0%)、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、当社との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に2022年2月28日開催の取締役会において本公開買付け価格を1株当たり1,220円とすることを決定したとのことです。

なお、本公開買付け価格である1株当たり1,220円は、中央魚類による本公開買付けの公表日の前営業日である2022年2月25日の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値841円に対して45.07%、過去1ヶ月間(2022年1月26日から2022年2月25日まで)の終値の単純平均値835円に対して46.11%、過去3ヶ月間(2021年11月26日から2022年2月25日まで)の終値の単純平均値848円に対して43.87%、過去6ヶ月間(2021年8月26日から2022年2月25日まで)の終値の単純平均値893円に対して36.62%のプレミアムを加えた価格とのことです。

② 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

(i) 設置等の経緯

本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社は、2021年12月24日に開催された取締役会における決議により、本特別委員会を設置いたしました。かかる本特別委員会の設置に先立ち、当社は、2021年12月中旬から、中央魚類から独立した立場で、当社の企業価値の向上及び当社の一般株主の皆様の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制を構築するため、丸の内中央法律事務所の助言も得つつ、当社の独立社外取締役及び独立社外監査役の全員に対して、中央魚類から本取引に関する協議を開始したい旨の意向を受けた旨、並びに本取引が構造的な利益

相反の問題及び情報の非対称性の問題が類型的に存する取引に該当するため、本取引に係る検討・交渉等を行うにあたっては、特別委員会の設置をはじめとする本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置を十分に講じる必要がある旨等を個別に説明いたしました。また、当社は、並行して、丸の内中央法律事務所の助言を得つつ、本特別委員会の委員の候補者の検討を行いました。その上で、当社は、本特別委員会の委員の候補者が、中央魚類からの独立性を有すること、及び本取引の成否に関して一般株主の皆様とは異なる重要な利害関係を有していないことを確認した上で、上記の当社の独立社外取締役及び独立監査役と協議し、丸の内中央法律事務所の助言を得て本特別委員会全体としての知識・経験・能力のバランスを確保しつつ適正な規模をもって本特別委員会を構成するべく、佐藤理一氏、笹生勝則氏、長尾亮氏の3名を本特別委員会の委員の候補として選定いたしました（なお、本特別委員会の委員は設置当初から変更しておりません。）。本特別委員会の委員のうち、長尾亮氏は当社の役員ではありませんが、当社は、当社の事業内容について相当程度の知見があり、弁護士として本取引を検討する専門性・適格性を有すると判断されることから、ふさわしい人物であると考えています。

その上で、当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2021年12月24日開催の取締役会における決議により本特別委員会を設置するとともに、本特別委員会に対し、本諮問事項について諮問いたしました。加えて、当社取締役会は、本特別委員会を当社取締役会から独立した合議体として位置付け、本取引に関する意思決定を行うに際して、本特別委員会の意見を最大限尊重し、特に本特別委員会が本取引に関する取引条件を妥当ではないと判断したときには、当社取締役会は当該取引条件による本取引に賛同しないものとする、本特別委員会に対して、本取引に係る公開買付けにおける買付け等の価格その他取引条件等について中央魚類と交渉を行う権限を付与すること、並びに本諮問事項の検討にあたって、本特別委員会は、当社の株式価値評価その他本特別委員会が必要と判断する事項を第三者機関等に委託することができるものとし、その場合の当該委託に係る合理的な費用は当社が負担すること等を決議しております。

なお、本特別委員会の委員の報酬は、答申内容にかかわらず支給される固定金額又は時間単位の報酬のみとしており、本取引の成立等を条件とする成功報酬は採用しておりません。

(ii) 検討の経緯

本特別委員会は、2022年1月19日から2022年2月22日までの間に合計10回、計約16時間にわたって開催され、報告・情報共有、審議及び意思決定等を行う等して、本諮問事項に係る職務を遂行いたしました。

具体的には、本特別委員会は、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるSMB C日興証券並びに当社のリーガル・アドバイザーである丸の内中央法律事務所について、中央魚類及び当社の関連当事者には該当しないこと、及び本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないこと、その他本取引における独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任を承認しております。

さらに、本特別委員会は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「⑤ 当社における独立した検討体制の構築」に記載のとおり当社が社内に構築した本取引の検討体制（本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）に、独立性及び公正性の観点から問題がないことを確認の上、承認しております。その上で、本特別委員会は、丸の内中央法律事務所から聴取した意見を踏まえ、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置について検討を行っております。また、本特別委員会は、当社が作成した2022年3月期から2027年3月期までの事業計画（以下「本事業計画」といいます。）について、当社からその内容、重要な前提条件及び作成経緯等について説明を受けるとともに、これらの事項について合理性を確認し、承認しております。

本特別委員会は、当社から、本取引の目的や意義、当社事業に対する影響等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を実施し、中央魚類に対して質問事項を提示し、中央魚類から、本取

引の目的及び背景、本取引後の経営方針等についてインタビュー形式により質疑応答を実施しております。

加えて、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、SMBC日興証券は本事業計画を前提として当社株式の価値算定を実施しておりますが、本特別委員会は、SMBC日興証券が実施した当社株式の価値算定に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定の内容及び重要な前提条件について説明を受けるとともに、質疑応答及び審議・検討を行った上で、これらの事項について合理性を認識しております。

また、本特別委員会は、当社の中央魚類との交渉について、随時、当社及びSMBC日興証券から受けた報告も踏まえて審議・検討を行い、当社の交渉方針につき、適宜、必要な意見を述べました。具体的には、本特別委員会は、中央魚類からの本公開買付価格に関する提案を受領次第、それぞれについて報告を受け、SMBC日興証券による対応方針及び中央魚類との交渉方針等についての分析・意見を踏まえて検討を行いました。その上で、本特別委員会は当社に対し、これらのいずれに際しても、中央魚類に対して、本公開買付価格の再検討を要請することとしたいとの当社の意向について異議がない旨の意見を述べるとともに、当社としての本取引の意義・目的を達するために中央魚類との間で協議すべき事項について意見を述べる等、当社と中央魚類との間の本公開買付価格を含む本取引の条件に関する協議・交渉過程において実質的に関与いたしました。

さらに、本特別委員会は、丸の内中央法律事務所から、複数回、当社が公表又は提出予定の本公開買付けに係るプレスリリースのドラフトの内容について説明を受け、適切な情報開示がなされる予定であることを確認しております。

(iii) 判断内容

本特別委員会は、以下の経緯の下で、本諮問事項について慎重に検討・協議を重ねた結果、2022年2月25日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出しております。

(a) 答申内容

- i. 本取引は当社の企業価値向上に資するものであり、本取引の目的には正当性・合理性があるものと認める。
- ii. 本取引においては公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされているものと認める。
- iii. 本公開買付価格を含む本取引の条件の公正性・妥当性は確保されているものと認める。
- iv. 当社取締役会が、本公開買付けについて賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主に対し本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を表明することは適切である。
- v. 当社取締役会が本取引についての決定（すなわち、(a) 本公開買付けに賛同の意見を表明し、当社株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決定、及び、(b) 本取引の一環として本公開買付け後に行われる株式売渡請求又は株式併合による完全子会社化手続に係る決定）をすることは、当社の少数株主にとって不利益となるものでないと認める。

(b) 答申理由

- i. 「本取引の目的の正当性・合理性（本公開買付けが当社の企業価値向上に資するかを含む。）」について
以下の点より、本取引は当社の企業価値の向上に資するものであり、本取引の目的には正当性・合理性があるものと考えます。

(a) 中央魚類からの本取引の提案に対し、当社の経営陣は、以下のとおりの意見を有している。

- ① 水産及び冷蔵倉庫業界を取り巻く事業環境として、天然水産物の漁獲量の減少、国際的な水産物の需要の高まりによる買付競争の激化、卸売市場外における水産物流通の多様化、ライフス

マイルの変化、環境規制の強化等による冷蔵倉庫における投資負担の増加等、厳しい状況が続く現況課題があることは事実であり、施策としてあげられた経営資源・ノウハウの相互活用及び人的交流を通じた協業体制の強化、両社の経営資源の最適化、意思決定の迅速化及び上場維持コスト等の負担軽減の施策が実現され、それらがグループ全体の最適化を前提として考えられたものとなるならば、有効なものとして認められ、それらを実施することに異論はない。

- ② 具体策として掲げられた目標施策をともに協議しながら進めていくことにより当社にとって有用なものとなり得る。
- ③ 上場市場再編をきっかけに本取引を実施し、当社冷蔵事業を完全にグループに取り込むことにより、グループ全体の底上げにつながることを期待でき、当社主力事業である冷凍冷蔵事業・水産事業に注力できる環境が整備されることが想定しうる。
- ④ 本取引後は改めて当社の位置づけや完全子会社化のシナジー効果を踏まえた再検討が必要な分野があると考えており、また、当社と中央魚類グループの連携強化により、当社の水産サプライチェーン構築に関する事業領域の拡大強化が図れる可能性は十分にあるものとする。
- ⑤ 本取引により、直接金融に関しては格下げに伴う調達条件の悪化が想定されるものの、間接金融においては、中央魚類による支援により、直接金融のマイナス分を上回る間接金融のプラス効果を期待している。
- ⑥ 当社は現在、上場企業として独立性を保持しており、親会社である中央魚類と他の少数株主との間に利益相反が発生しないよう努めていることから、各々の経営資源についても二重になっている部分は存在しており、本取引後は相互の経営資源を活用・共有し、最適化を図ることも可能と考えている。
- ⑦ 東京証券取引所の市場区分の見直し等がなされている昨今、この時期に本取引の提案がなされたことは理解できるとの見解が示された。
- ⑧ 本取引のデメリットとしては、上記で述べた直接金融に関する格下げに伴う調達条件の悪化のほか、本取引による非上場化による採用関係、従業員のモチベーション等、人事面でのデメリットは一定程度生じるものと考えているとのことであるが、当社の経営陣によれば、本取引後は、当社は、中央魚類グループにおける水産物流事業の中核企業として差別化・明確化される可能性もあり、中央魚類グループ内でも一定程度の主張はできる立場になる可能性も考えられるとのことであり、その上で、人材交流、社員教育等の機会を今まで以上に中央魚類グループと共有することで、当社従業員のスキルアップに繋がり、モチベーションの維持・向上に寄与することを期待しているとのことである。

(b) 以上のような本取引のメリット及びデメリットに関する当社の経営陣の見解はいずれも理解できるところであり、また、本取引後の当社の経営方針・経営体制・ガバナンスについては現在の経営体制を尊重することを基本方針とし、経営方針等についても重大な変更を加える具体的構想が現在想定されているわけではないとの中央魚類の説明を踏まえると、本特別委員会としても、上記メリット及びデメリットを総合的に勘案した結果、本取引により当社を非上場化することで、長期的な視点に立った投資が可能になること、また、中央魚類グループの完全子会社となり、経営資源の相互活用及び最適化を図ることにより、当社単独では困難であった規模の大きな投資、開発、新たな分野への投資や事業進出等が可能になること、緊密な連携を通じた物流情報の組織的効率的利用が可能となること、グループネットワークを通じた適時の情報交換により新たなサプライチェーン構築が可能となること等により、当社の経営理念である「食品のサプライチェーンの中で新しい価値の創造」と「最適な食品流通ネットワークの構築」に沿った経営が一層実現することが期待されることから、本特別委員会としても、本取引は当社の企業価値の向上に資するものであり、本取引の目的には正当性・合理性があるものとする。

ii. 「本取引に係る手続の公正性」について

本取引においては、①当社において独立した本特別委員会が設置され、有効に機能したものと認められること、②本特別委員会は、外部専門家の独立した専門的助言を取得しており、また、

当社も外部専門家の独立した専門的助言を取得しているものと認められること、③本特別委員会及び当社は、本取引についての判断の基礎として、専門性を有する独立した第三者評価機関からの株式価値算定書等の取得をしていること、④当社においては、利害関係を有する取締役等を本取引の検討・交渉過程から除外し、中央魚類から独立した立場で検討・交渉等を行うことができる体制が構築されていたものと認められること、⑤本公開買付けにおいてはいわゆる間接的なマーケット・チェックが行われているものと認められること、⑥本公開買付けにおいては、一般株主による十分な情報に基づく適切な判断の機会が確保される予定であると認められること、⑦本取引においては、強圧性を排除するために望ましいとされる実務上の対応がなされており、強圧性が排除されているものと認められることから、一般株主の利益を図る観点から公正な手続が実施されており、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされているものと考えられる。

また、本公開買付けにおいては、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority) 条件の設定はなされていないが、本公開買付けにおいて同条件を設定した場合には、本公開買付けの成立が不安定なものとなることにかえって本公開買付けに応募することを希望する少数株主の利益に資さない可能性があることに加え、他に十分な公正性担保措置が講じられていることからすれば、同条件が設定されていなくても、それのみにより本取引における手続の公正性が損なわれるものではないと考えられる。

iii. 「本取引に係る取引条件の公正性・妥当性」について

本取引の条件の公正性・妥当性について、以下の点より、本取引の方法及び買収対価の種類については妥当性があると考えられ、また、本公開買付価格については公正性・妥当性が確保されているものと考えられる。

- ① 本取引の買収の方法について、第一段階として本公開買付けを行い、第二段階として株式売渡請求又は株式併合によるスクイーズ・アウトを行う方法は、本取引のような親会社による上場子会社の完全子会社化の取引においては一般的に採用されている方法の一つである。そして、当社からの説明によれば、スクイーズ・アウト手続の条件に関しても、今後特段の事情が無い限り、本公開買付価格と同一の価格を基準として算定、決定する予定であるところ、時間的に近接した両手続における取引条件が同一のものとなるようにすることは合理的である。
- ② 買収対価の種類については、中央魚類と当社の事業が異なること及び中央魚類の株価が下落するリスクを負うことを回避できることからすると、株式交換を行う方法のように中央魚類の株式を対価とする一段階取引ではなく、買収対価として金銭を交付する方法によることには妥当性があると考えられる。
- ③ 本特別委員会は、SMB C日興証券から、本株式価値算定書を取得したところ、本特別委員会は、本株式価値算定書に用いられた算定方法等について、評価手法の選択、DCF法による算定の基礎となる当社の事業計画の作成方法・作成過程及び内容、割引率の算定根拠、余剰現預金の取扱いを含め、詳細な説明を受けるとともに、質疑応答を行った上で検討した結果、一般的な評価実務に照らして不合理な点は認められなかった。したがって、本株式価値算定書について、算定の方法及び内容のいずれについても特に不合理な点は認められず、信用できるものと判断される。
- ④ 本株式価値算定書によれば当社の普通株式1株当たりの株式価値は、市場株価法(終値単純平均)によると835円から893円、類似上場会社比較法によると1,049円から1,240円、DCF法による算定結果は1,094円から1,860円とされているところ、本公開買付価格(1,220円)は、上記市場株価法の条件を上回っており、類似上場会社比較法による算定結果の上限に近似しておりDCF法による算定結果のレンジの範囲内の価格であると認められる。
- ⑤ 本公開買付価格は、当社株式の2022年2月25日の東京証券取引所市場第一部における終値841円に対して45.07%、直近1ヶ月間の終値の単純平均値835円に対して46.11%、直近3ヶ月間の終値の単純平均値848円に対して43.87%、直近6ヶ月間の終値の単純平均値893円に対して36.62%のプレミアムをそれぞれ加えた金額であって、類似事例(2019年6月に経済産

業省により策定された「公正なM&Aの在り方に関する指針」が公表された後である2020年1月31日から2021年12月10日までに公表された親会社による上場子会社への公開買付けの事例)と比較すると、類似事例における直近株価に対するプレミアムの平均値及び中央値を上回っており、類似事例における1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の期間の平均株価に対するプレミアムと比較しても合理的な水準にあるものと認められる。

- ⑥ 本特別委員会は、当社と中央魚類との間の公開買付価格等の本取引の条件に関する協議・交渉過程において実質的に関与しており、一般株主にとってできる限り有利な取引条件で本取引が行われることを目指して合理的な努力が行われる状況、すなわち独立当事者間取引と同視し得る状況が確保された上で、真摯な交渉が実施されたものと認められる。本特別委員会は、2022年2月9日に当社が中央魚類から本公開買付価格を1株当たり1,050円とする最初の提案を受領して以降、当社が中央魚類から公開買付価格についての提案を受領する都度、当社において交渉を担当するSMB C日興証券から適時にその内容及び交渉経過等について報告を受け、SMB C日興証券から受けた財務的見地からの助言及び意見も踏まえてその内容を審議・検討するとともに、SMB C日興証券から中央魚類に対する交渉方針及び回答書について事前に説明を受け、必要に応じて意見を述べ、質疑応答を行った上で承認し、SMB C日興証券に対して指示・要請を行う等、本取引の取引条件に関する交渉過程に実質的に関与し、その結果、当社は2月22日に中央魚類より本公開買付価格を1株当たり1,220円とする旨の最終回答書を受領し、2月24日付で本公開買付価格を1株当たり1,220円とすることを含む合意に至った。このように本公開買付けを含む本取引に係る交渉過程の手続きは公正であると認められるところ、本公開買付価格は、かかる交渉の結果も踏まえて決定されたものであると認められ、実際に、交渉の結果として、当社株式1株当たり1,050円とする中央魚類の当初の提案より、合計で170円の価格引上げを引き出している。
- ⑦ 当社は本取引後も継続企業として事業を継続することを予定しており、当社の株式価値を検討するに際して修正純資産価額を重視することは合理的でないと考えられる。
- ⑧ 本公開買付価格は、本株式価値算定書の市場株価法による算定結果の上限を上回り、類似上場会社比較法による算定結果の上限に近似しており、かつDCF法による算定結果の範囲内であること、当社株式の市場株価に対して類似事例の平均値・中央値と比較しても合理的なプレミアム水準が確保されていること、当社及び中央魚類間における独立当事者間取引と実質的に同視し得る状況が確保された上で真摯な交渉が実施された結果合意されたものであること等からすれば、公正性・妥当性が確保されているものと考えられる。

iv. 「本公開買付けに対して当社取締役会が賛同意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非」について

上記 i のとおり、本取引は当社の企業価値の向上に資するものと考えられ、本取引の目的には正当性・合理性があると考えられること、上記 ii のとおり、本取引においては公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられること、上記 iii のとおり、本取引の条件については公正性・妥当性が確保されていると考えられること、下記 V のとおり、当社取締役会における本取引についての決定は、当社の少数株主にとって不利益なものでないと考えられることから、当社取締役会が本公開買付けに賛同し、当社株主に応募を推奨する旨の意見表明を行うことは適切であると考えられる。

V. 「本取引を行うこと（本公開買付けに対して当社取締役会が賛同意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを含む。）は当社の少数株主にとって不利益ではないか。」について

上記 i のとおり、本取引は当社の企業価値の向上に資するものと考えられ、本取引の目的には正当性・合理性があると考えられること、上記 ii のとおり、本取引においては公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられること、上記 iii のとおり、本取引の条件については公正性・妥当性が確保されていると考えられることから、当社取締役会に

おける本取引についての決定（すなわち、（a）本公開買付けに賛同の意見を表明し、当社株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決定、及び、（b）本取引の一環として本公開買付け後に行われる株式売渡請求又は株式併合による完全子会社化手続に係る決定）をすることは、当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

③ 当社における独立した法律事務所からの助言の取得

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（6）本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、中央魚類及び当社から独立したリーガル・アドバイザーとして丸の内中央法律事務所を選任し、丸の内中央法律事務所から本取引において手続きの公正性を確保するために講ずべき措置、本取引の諸手続き並びに本取引に係る当社の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けております。

なお、丸の内中央法律事務所は、中央魚類及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。

④ 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

（i）算定機関の名称並びに当社及び中央魚類との関係

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、中央魚類から提示された本公開買付け価格に対する意思決定の公正性を担保するために、中央魚類、当社及び日本水産から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるSMBC日興証券に対し、当社株式価値の算定を依頼し、2022年2月25日付で、本株式価値算定書を取得いたしました。SMBC日興証券は、中央魚類、当社及び日本水産の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。なお、SMBC日興証券は、株式会社三井住友銀行と同じ株式会社三井住友フィナンシャルグループ企業の一員であります。当社は、SMBC日興証券の算定機関としての実績に鑑み、かつ、弊害防止措置としてSMBC日興証券における当社株式の株式価値算定を実施する部署とその他の部署及び株式会社三井住友銀行との間で所定の情報遮断実施が講じられていること、当社とSMBC日興証券は一般取引先と同様の取引条件での取引を実施しているため、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としての独立性が確保されていること、SMBC日興証券は中央魚類、当社及び日本水産の関連当事者へは該当せず、当社がSMBC日興証券に対して当社株式の株式価値算定を依頼することに関し、特段の問題はないと考えられることを踏まえた上で、SMBC日興証券をファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任いたしました。本取引に係るSMBC日興証券の報酬は、本公開買付けの開始及び本公開買付けを含む本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、当社は、同種の取引における一般的な実務慣行等も勘案の上、上記の報酬体系によりSMBC日興証券を当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任いたしました。また、本特別委員会は、初回の会合において、SMBC日興証券の独立性及び専門性に問題がないことを確認した上で、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として承認しております。なお、当社は、SMBC日興証券から本公開買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

（注） SMBC日興証券は、株式価値算定書の作成にあたり、その基礎とされている資料及び情報が全て正確かつ完全なものであることを前提とし、その正確性及び完全性に関して独自の検証は行っておらず、その義務及び責任を負うものではなく、提供された情報が不正確又は誤解を招くようなものであるとする事実又は状況等につき当社において一切認識されていないことを前提としております。また、当社及びその関係会社の資産又は負債に関して、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関に対する評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。これらの資料及び情報の正確性及び完全性に問題が認められた場合には、算定結果は大きく異なる可能性があります。さらに、当社及びその関係会社に関する未開示の

訴訟、紛争、環境、税務等に関する債権債務その他の偶発債務・簿外債務並びに株式価値算定書に重大な影響を与えるその他の事実については存在しないことを前提としております。SMB C日興証券が、株式価値算定書で使用している事業計画等は、算定基準日における最善の予測及び判断に基づき、当社により合理的かつ適正な手続に従って作成されたことを前提としております。また、株式価値算定書において、SMB C日興証券が提供された資料及び情報に基づき提供された仮定を置いて分析を行っている場合には、提供された資料、情報及び仮定が正確かつ合理的であることを前提としております。SMB C日興証券は、これらの前提に関し、正確性、妥当性及び実現性について独自の検証は行っており、その義務及び責任を負うものではありません。なお、SMB C日興証券の算定結果は、SMB C日興証券が当社の依頼により、当社取締役会が本公開買付価格を検討するための参考に資することを唯一の目的として当社に提出したものであり、当該算定結果は、SMB C日興証券が本公開買付価格の公正性について意見を表明するものではありません。

(ii) 算定の概要

SMB C日興証券は、本公開買付けにおいて、複数の算定手法の中から当社の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、当社の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社株式が東京証券取引市場第一部に上場していることから市場株価法を、当社と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較による当社の株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法を、将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF法を算定手法として用いて、当社の株式価値の算定を行い、当社はSMB C日興証券から2022年2月25日付で本株式価値算定書を取得しております。

本株式価値算定書において、上記各手法に基づいて算定された当社株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価法	: 835円から893円
類似上場会社比較法	: 1,049円から1,240円
DCF法	: 1,094円から1,860円

市場株価法においては、2022年2月25日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社株式の基準日までの直近1ヶ月の終値の単純平均値835円、直近3ヶ月の終値の単純平均値848円及び直近6ヶ月の終値の単純平均値893円を基に、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を835円から893円と算定しております。

類似上場会社比較法においては、当社と比較的類似する事業を営む上場会社として、横浜冷凍株式会社、東都水産株式会社を選定した上で、当社株式の株式価値算定を行い、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を1,049円から1,240円と算定しております。

DCF法においては、当社が作成した本事業計画を基に、2022年3月期から2027年3月期までの6期分の事業計画における収益予測や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が2022年3月期第4四半期以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて、当社の企業価値や株式価値を算定し、当社株式の1株当たり株式価値の範囲を1,094円から1,860円と算定しております。なお、割引率は4.59%から4.82%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長法及びマルチプル法を採用し、永久成長率は-0.25%から0.25%とし、EBITDAマルチプルを9.0倍から9.4倍として当社株式の1株当たり株式価値を算定しております。

DCF法による分析において前提とした財務予測は以下のとおりです。本事業計画については、SMB C日興証券が当社との間でインタビューを行いその内容を分析及び検討しており、また、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書

の取得」に記載のとおり、本特別委員会がその内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性を確認しております。なお、本取引実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、以下の財務予測には加味しておりません。

(単位：百万円)

	2022年 3月期 (第4四半期)	2023年 3月期	2024年 3月期	2025年 3月期	2026年 3月期	2027年 3月期
売上高	5,377	30,502	31,294	31,978	32,686	33,385
営業利益	136	1,301	1,493	1,623	1,783	1,860
E B I T D A	622	3,201	3,325	3,423	3,505	3,577
フリー・キャッシュ・フロー	401	1,980	2,244	2,346	2,325	2,404

(注) 売上高は「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)の適用後の数値を記載しております。

⑤ 当社における独立した検討体制の構築

本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社は、構造的な利益相反の問題を排除する観点から、中央魚類から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を当社の社内に構築いたしました。

具体的には、当社は、2021年12月6日、中央魚類から本取引に関する協議を開始したい旨の意向を受けたことを契機として、直ちに、中央魚類から独立した当社の取締役8名、執行役員6名及び従業員3名をはじめとした検討、交渉及び判断を行う体制を構築し、本特別委員会とともに当社と中央魚類との間の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件に関する交渉過程、及び当社株式の価値評価の基礎となる当社事業計画の作成過程に専属的に関与しており、2022年2月28日現在に至るまでかかる取扱いを継続しております。また、当社は、2021年12月6日に中央魚類から本取引の協議を開始したい旨の初期的提案を受けて以降、当社と中央魚類との間の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件に関する交渉過程、及び当社株式の価値評価の基礎となる当社事業計画の作成過程において、構造的な利益相反の問題を排除する観点から、現に当社以外の中央魚類グループ各社の役職員を兼任・兼務する当社の役職員を関与させておりません。

また、かかる取扱いを含めて、当社の社内に構築した本取引の検討体制(本取引の検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。)に独立性の観点から問題がないことについては丸の内中央法律事務所の助言を踏まえたものであり、独立性及び公正性の観点から問題がないことについて、本特別委員会から承認を得ております。

⑥ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社取締役会は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、丸の内中央法律事務所から受けた法的助言、SMB C日興証券から受けた助言及び本株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否

かについて、慎重に検討・協議いたしました。

その結果、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本取引が当社の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、2022年2月28日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した当社の取締役の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。

なお、当社の取締役12名のうち、伊藤晴彦氏、福元勝志氏、田代充氏及び市山勝一氏は、中央魚類の取締役若しくは執行役員を兼務していることから、利益相反のおそれを回避する観点より、上記取締役会の審議及び決議には参加しておらず、当社の立場において本取引に関する検討並びに中央魚類との協議及び交渉に参加しておりません。

⑦ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

中央魚類及び当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、対抗的な買付け等の機会を妨げないこととすることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

⑧ 当社の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

中央魚類は、本意見表明プレスリリース「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、(i) 本公開買付けの決済の完了後速やかに、中央魚類が本公開買付けの成立により取得する株式数に応じて、当社株式の全て（ただし、中央魚類が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）の株式売渡請求をすること又は株式併合及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行う事を付議議案に含む本臨時株主総会の開催を当社に要請をすることを予定しており、当社の株主に対して株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されない手法は採用しないこと、(ii) 株式売渡請求又は株式併合をする際に、当社の株主に対価として交付される金銭は本公開買付価格に当該各株主（中央魚類及び当社を除きます。）の所有する当社株式の数を乗じた価格と同一になるように算定されることを明らかにしていることから、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しているとのことです。

また、中央魚類は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。公開買付期間を比較的長期にすることにより、当社の株主の皆様が本取引の是非や本公開買付価格の妥当性について熟慮し、本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断を行うための機会を確保しているとのことです。

4. 本株式売渡対価の支払のための資金を確保する方法についての定め相当性その他の本売渡対価の交付の見込みに関する事項（会社法第179条の5第1項第4号、会社法施行規則第33条の7第2号）

中央魚類は、本株式売渡対価の全てを、上記「2. 会社法第179条の2第1項各号に掲げる事項（会社法第179条の5第1項第2号）」の「(5) 本株式売渡対価の支払のための資金を確保する方法（会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第1号）」の方法により確保した資金を原資として支払うことを予定しているとのことであり、当社としても、中央魚類が、三菱UFJ銀行を貸付人とし、当該貸付人との間で2022年4月13日付で締結した当座貸越（専用口座）約定書（コミットメントライン契約用）を確認することにより中央魚類による資金確保の方法を確認していることから、当社は、本株式売渡対価の支払のための資金を確保できると合理的に認められると判断して

おります。

5. 本株式売渡請求に係る取引条件についての定め相当性に関する事項（会社法第 179 条の 5 第 1 項第 4 号、会社法施行規則第 33 条の 7 第 3 号）

本株式売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付するものとします。ただし、当該方法により本株式売渡対価の交付ができなかった本売渡株主については、当社の本店所在地にて、中央魚類が指定した方法により、本株式売渡対価を交付するものとされているところ、上記の本株式売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本株式売渡請求に係る取引条件は相当であると判断しております。

6. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法第 179 条の 5 第 1 項第 4 号、会社法施行規則第 33 条の 7 第 4 号）

該当事項はありません。

以 上